

平成28年3月定例会会議録

平成28年豊郷町議会3月定例会は、平成28年3月7日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
5 番	西 山 勝
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課 長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎

地域整備課長（上下水道担当）	藤 野 弥
産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	浅 居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	角 田 清 武
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

西澤博一議長

皆さん、おはようございます。

3月定例会を先週に引き続き再開いたします。

(午前9時00分)

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。

よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前田広幸議員、5番、西山勝議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の、許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。

また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、中島政幸君の質問を許可します。

中島議員

議長。

西澤博一議長

1番、中島議員。

中島議員

皆様、おはようございます。それでは、一般質問の方に入らせていただきます。

町長にお伺いいたします。選挙権18歳以上問題と投票所、期日前投票所の開設について。

選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、本年夏の参院選から18歳選挙権が導入される予定です。全国では18、19歳の未成年者、約240万人が新たに有権者となり、若者の政治参加につながると期待されております。まずは、この18歳以上への選挙権拡大を受け、以下の点をお伺いいたします。

1点目。新たに対象となる有権者数は、おおむねどれぐらいでしょうか。

2点目。有権者全体の何%に相当するのでしょうか。

3点目。今回の公職選挙法改正を受け、若年層や全体の投票率向上に向けて、

今後どのような工夫ある取り組みを行うのか。

以上の点について、お伺いいたします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 皆さん、おはようございます。それでは、1番、中島議員の選挙権18歳以上問題と投票所、期日前投票所の開設についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の新たに対象となる有権者数についてのご質問でございますが、選挙権を18歳に引き下げる公職選挙法の改正は、平成28年6月19日より施行されることとなります。仮定しまして、最も早い参議院議員通常選挙の執行日を7月10日と想定した場合、平成10年7月11日生まれの出生者が18歳到達者として選挙人登録におきます選挙人名簿の登録者となります。この場合の新たな名簿登録者数は155人でございます。

2点目の割合でございますが、平成28年3月2日の定時登録者数は5,795人でございますので、これから計算しまして、155名は2.6%になるということになります。

3点目の若年層や全体の投票率向上の取り組みでございますが、特に若年層につきましましては、現在、総務省と文部科学省が連携しまして、高校生向けの副教材及び指導用教材が作成されています。これは、学校現場におけます政治や選挙に関する学習内容の一層の充実を図るというものでございます。また、県内全域の各市町の選挙管理委員会では、授業の一環で模擬投票をする際の投票箱、また投票記載台の貸し出しや学校等におきます、希望に応じました場合に、出前講座の開設を行っているものでございます。今後も県の選管と共同しまして、一層の啓発の取り組みをしてまいりたいと考えております。

西澤博一議長 再質問。一問一答です。

中島議員 議長。

西澤博一議長 中島君。

中島議員 今回の答弁では、豊郷町としては特に何もなく、県のガイドラインというか、に沿ってやっていくというような形でお伺いしましたが、豊郷町として有権者全般向けに、投票所や期日前投票所の新たな開設や若年層の投票率の向上のために、今後ありませんが、義務教育課程での選挙権教育が必要だとか、アイデアを募集するとか、そのような形の考えはございますでしょうか。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

選挙権が18歳ということになりますので、当然、高校3年生からが対象になるということになります。ですから、義務教育の段階で、この選挙制度をどの程度、説明するかというのは当然難しい問題でもありますし、課題でもあります。これまで啓発については、いろんな方法でやってまいりましたが、特に小学生、中学生におきましては、毎年、県の事業であります選挙に関するポスターやら啓発の標語といった募集なりをさせていただいております。普段から選挙に、そういった名前なり、そういうものに親しんでいただくということで、そういった啓発の作品の募集をしているということになりますので、これから特に若年層について、今までの選挙結果からも若い世代の投票率が低いというのが数値的には出ているわけになりますので、この18歳に限らず、言われています20代の選挙権をお持ちの方がどのように投票するか、そのための啓発については、今現在、具体的にはありませんが、今後そういったことも含めて考えていきたいと考えています。

西澤博一議長 再々質問。

中島議員 議長。

西澤博一議長 中島議員。

中島議員 せっかくの若者の政治参加の場ですので、しっかりとした対応を町に求めたいと思いますが、有権者全般に向けての投票所や期日前投票所の新たな開設というのは、今ちょっと答弁がなかったんですが、そのようなお考えはないですか。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

投票所でございますが、今現在、町内10カ所で投票を行っております。これにつきましては、現在の10カ所については継続をと考えておりますし、期日前投票につきましては、最近の新聞の方で掲載がされておりました。現在、豊郷町、期日前投票を1カ所で行っておりますが、これを大型商店街とか駅中に設置してはというのは、これは国の考えが新聞に報道されておりました。ただ、これにつきましては問題になりますのは、オンライン化というのが前提になりますので、これについては今日のマイナンバー制度を含めて、どのように今後オンライン化していくかというのは非常に問題だと考えておりますので、今現在、期日前をすぐ増やすという問題ではなく、今後こういう今現在の国の動向については、今後とも注意をしながら対応していきたいと思っております。

西澤博一議長 中島君、2問目。

中島議員 議長。

西澤博一議長 中島議員。

中島議員 2問目ということで、町長にお聞きしたいんですけど、空き家対策にかかわる対応方針についてお伺いいたします。

人口減少が進む社会の中で、日本全国の空き家件数は年々増加を続けています。全国の空き家件数は820万戸、空き家率は13.5%に達し、この中には居住者が高齢のために転居したり、死亡したりした後にこれを使う人がおらず、空き家のまま放置されているものが数多くあります。空き家の増加は、風景、景観の悪化、倒壊の危険など防災や防犯機能の低下、ごみなどの不法投棄の誘発、火災発生の危機などさまざまな問題を引き起こします。多くの市町村で空き家対策条例が制定されています。空き家対策は主に市町村の課題となっております。そこで、以下の点を質問いたします。

1点目。町内における空き家の戸数はどれぐらいか。

2点目。現在の空き家対策の取り組み状況はどのようになっているか。

3点目。空き家対策をより推進するための対応方針についてお伺いいたします。

4点目。空き家法では、空き家等の所有者等がみずからの責任によりの確に対応することが前提となっているが、国、県または町が所有者等のさまざまな事情を支援していくことが必要ではないかと考えております。それらにかかわる支援制度についてお伺いいたします。

以上の点について、答弁を求めます。

副町長 議長。

西澤博一議長 村西副町長。

副町長 皆さん、おはようございます。1番、中島議員の空き家対策にかかわる対応方針についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、1点目の町内における空き家の戸数につきましては、本年度実施いたしております空き家実態調査業務委託におきまして、昨年11月から12月にかけて調査の結果から、空き家住宅は98戸、空き店舗につきましては24戸、計122戸であります。

2点目の現在の取り組みといたしましては、空き家実態調査業務委託によります調査から、空き家住宅等台帳の作成及びデータベースの整備を行っているところであります。

3点目の今後の対応ですが、平成26年11月27日に公布されました、空き家等対策推進に関する特別措置法、いわゆる空き家法の第5条の第1項に基

づき、国土交通大臣及び総務大臣により、空き家等に関する政策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針、いわゆる基本指針が平成27年2月に定められましたが、今般の平成28年度の税制改正あるいは予算案の内容等を踏まえまして、基本指針の一部改正がされる予定であります。今後の国の改正内容を注視しつつ、本町の方針策定に取り組みたいという具合に考えております。

4点目の空き家対策における支援ですが、国では平成28年度事業として、空き家対策総合支援事業を措置されたと聞いております。今後の事業の詳細につきましても、公表される中で支援事業あるいは支援制度について研究をしてみたいと思っているところでございます。

以上でございます。

西澤博一議長

中島君、再質問。

中島議員

議長。

西澤博一議長

中島議員。

中島議員

おおむね国のガイドラインに沿って町が動いていくようなところで認識したんですけど、国のガイドラインは一応承知しているところなんですけど、豊郷町において、個人を含めて各区から苦情、相談があった件数はどれぐらいあるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

総務企画課長

議長。

西澤博一議長

村田総務企画課長。

総務企画課長

中島議員の再質問にお答えいたします。

空き家につきまして、各区からのご要望といいますか相談になりますが、私が受けている範囲では、これまで5件ほどと記憶しています。それにつきましては、当然、所有者のわかるものにつきましては、区長名と町長名連名で、その所有者の方に写真を添付した上で、こういう状況ですので管理をしてくださいということの通知は出させていただいておりますが、実際には応答がないというのも実情でございます。

西澤博一議長

中島議員、再々質問。

中島議員

議長。

西澤博一議長

中島議員。

中島議員

町としては特に所有者に何らかの形で報告したり、通達したりという形だとは思いますが、その近隣に住んでおられる方はかなりご迷惑されているような形にも見えます。私の聞いているところでは、空き家が危ないので見に来てほしいと依頼しても、見に来るだけというような、それぐらいの認識という形なん

です。苦情が出てから動くというのではなく、今後は苦情件数をどれだけ少なくするかというのが町の役目だと思っています。かなりこの問題は公共性の高い問題です。個人の資産とはいえ、公共性の高い問題なので、今後しっかりとした対応を本気で取り組んでいく姿勢があるのか、町長に答弁をお願いします。

副町長 議長。

西澤博一議長 村西副町長。

副町長 再々質問にお答えいたしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、いわゆる実態調査を行いましてデータベース化ということも含めて作業を行っているところです。そういった中で台帳整理等を行っていますが、調査を行いましたものを十分精査いたしました中で、内部協議を進めてまいりたい。それから、先ほどのご質問の中にもありましたように、空き家条例、空き家の適正管理の条例の整備といった方向につきましても検討してまいりたい。

それと、今、苦情等もあります。特に言われますのは、特定空き家ということと言われるかと思っています。衛生上、保安上いろんな問題等、そういった部分につきましての実態調査もしかり、その上に再調査という形をしました中で、空き家の特定調査に関する実態を再調査ということをやっていききたい。そして、特定空き家等の指定を行う中で、また内部協議を進め、今後の方向としては、いわゆる協議会なり、あるいは空き家対策計画の策定の方向等も含めました中で検討してまいりたいという具合に考えております。

以上です。

西澤博一議長 次、5番、西山勝議員の一般質問を許可します。

西山議員 議長。

西澤博一議長 西山議員。

西山議員 皆さん、おはようございます。そしたら、質問させていただきます。

町長、TPP交渉の大筋合意を受けて、町の農業への影響と農業施策、農村振興基本計画について。

環太平洋連携協定（TPP）に12カ国の政府が大筋合意し署名、TPPはアベノミクス成長戦略の重要な柱であり、農業分野をはじめとした国内改革を進める原動力ともいわれます。農業経営の価格競争力をつけるため、法人化と大規模化が進められてきました。県内の農業経営体の中、法人化しているのは397社あり、近畿の中では最も多く、2010年との比較では、全国トップの100%を超える増加率であります。

参考に全国順位。1位、滋賀県、2010年、186社、2015年、397

社で増加率113.4%。2位、鳥取県、2010年、117社、2015年、213社で増加率82.1%、3位が沖縄県、2010年、228社、2015年、399社で増加率75.0%、47位が和歌山県、2010年、92社、2015年、93社で増加率1.1%。

このように、県内の農業経営は稼げる農業に向けてのかじを切り始めているが、TPPを見据え、町内の農業者が生産されている収入額への影響は、また将来に向け意欲的に取り組めるような豊郷町の農業政策、農村振興基本計画の策定について答弁をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

西澤博一議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 おはようございます。それでは、5番、西山議員のご質問にお答えいたします。まず、TPP交渉の大筋合意を受けまして、町の農業への影響と農業施策、農村振興基本計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、本町への影響額についてですが、12月議会で同僚議員さんのご質問にお答えしましたが、12月2日の県議会で県の影響額が、米、麦に限りますと19億円ということでした。それをもとに試算をしてみましたところ、本町の平成27年度米の生産割当量は136万306キロで、1俵に換算しますと2万2,671俵となりまして、県の想定下落幅85.2円を掛けますと、193万1,000円程度ではないかと想定しております。

今後は、国、県が策定するTPPに関する施策に期待したいと思っておりますし、また、県との連携を密にしまして、農業者の支援に努めてまいりたいと思っております。なお、おっしゃっておられます基本計画の策定は考えておりません。環境保全型農業直接支払事業、経営所得安定対策促進事業、環境こだわり農産物支援事業等、大規模農家及び小規模農家にかかわらず支援に取り組んでまいりたいと思っております。ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。

西澤博一議長 西山勝議員、再質問。

西山議員 議長。

西澤博一議長 西山議員。

西山議員 県への影響が大きいと考えられる品目を対象として、段階的削減後の最終関税率等を前提に、県が試算されました。米については、生産額が18億円減少すると推定され、9月末の過剰在庫が米価の下落につながり、近年の傾向から1万トン過剰の場合、60キログラム当たり85.2円の下落幅と想定され、また、牛肉については生産額が約9億円減少すると推定されております。その他、麦類、野菜、成牛、豚肉の生産減少に伴う影響額を加えると、6品目合わせて約60

億円の生産額の減少になると、滋賀県は推定されております。

そうした中、主要施策の概要の世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業が平成30年度まで支援を行い、以降はなしということですね。また、米の直接支払交付金は今まで1万5,000円、10アール当たりが、平成26年度産米から単価を7,500円、10アール当たり削減され、平成29年産までの時限措置として実施され、平成30年産から廃止。時代の転換において、TPPの影響、また人口減少を見据え、また生産年齢人口、労働力の減少、高齢化による労働力不足等に対し、町の基盤産業の農業に従事者とともにしっかり守れる豊郷町の農業政策を作成していただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

産業振興課長 議長。

西澤博一議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西山議員の再質問にお答えします。

先ほども申しましたように、町としましては、計画は計画しておりませんが、ほかにも今現在、豊郷町農業再生協議会という会がございまして、その中でしっかりと将来に向けて町の農業のあり方を進めていきたいという思いでございます。

以上でございます。

西澤博一議長 西山議員、再々質問。

西山議員 議長。

西澤博一議長 西山議員。

西山議員 今は何も考えていないということなんですけども、考えていないかわりに、しっかりと踏まえていきたいという答弁なんですけど、どういうようにしっかりと考えていかれるのか。

産業振興課長 議長。

西澤博一議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西山議員の再々質問にお答えします。

町としてどういうように考えて、踏まえていくのかということでございますが、町としましてはあくまでも農業者さんが損をいかないということで、しっかりと農業経営がしていけるという具合にしていきたいと思っております。

以上でございます。

西澤博一議長 2番目の質問を許可します。

西山議員 議長。

西澤博一議長 西山議員。

西山議員 教育委員長。学校給食の残食率について。平成27年4月13日より、中学校での給食が開始され、約1年が経過しました。環境省が学校給食で発生した食べ残しや調理くず等の食品廃棄物について、全国市区町村に対して行った調査の結果の発表がありました。児童、生徒1人当たり、年間発生量は17.2キログラムで、このうち食べ残しは7.1キログラムです。給食の提供量に対する残食率は6.9%、現在中学校での、1点目、給食の提供量に対する食べ残しは何キログラムか。2点目、残食率は何%か。3点目、食品廃棄物の利用方法は。以上の3点について答弁をお願いします。

教育長 議長。

西澤博一議長 横井教育長。

教育長 西山議員の学校給食の残食率についての質問にお答えいたします。

学校給食は、児童、生徒が身体的にも精神的にも大きく成長する大切な時期に、栄養のバランスのとれた学校給食をとることを通じて、食育教育の充実を目指して、学校教育活動の一環として実施しています。中学校での給食が開始され、ランチルームにおいて全校生徒が一斉に和やかな雰囲気の中で現在、給食をいただいています。湖東定住自立圏の彦根市学校給食センターが、1日、4,600食をつくり、11校に配送されています。

そこで、ご質問の残食率についてですが、給食センターにおいては把握ができておりません。今後、給食センターと連絡をとりながら実施していきたい、このように思っています。なお、彦根市学校給食センターでは、食品廃棄物として、ごみとして処理をしています。

以上であります。

西澤博一議長 西山議員、再質問。

西山議員 議長。

西澤博一議長 西山議員。

西山議員 そしたら、再質問を行います。

給食センターでは、給食を栄養士さんが栄養バランスを考え献立され、彦根市内全中学校、甲良町小中学校、豊郷町中学校に4,600食、配給されております。現在、生徒の声はおいしくないから食べ残しが多いとのことですが、味つけの濃い、薄い、甘い、辛いは個人差により100%満足することはできないと思っておりますが、おいしくないから食べ残すとの声をどのように受けとめ、今後の考え方を答弁願います。

教育長 議長。

西澤博一議長 横井教育長。

教 育 長 再質問にお答えします。

昨年、行われました中学生議会の中でも、子どもたちはこのようにお話をしたということを12月議会でも報告させていただきました。「配膳員さんをはじめ多くの方に支えられていただいていることに感謝しています。しかし、現状は給食の残量がとても多く、残念で申しわけない状態です」と、このように発言しました。そこで、学校においてもご飯の量を考えて、大盛り、あるいは中、小盛り等のシールを張って、個々の生徒の食事量を配慮した配膳をしています。今ほど、西山議員がおっしゃったように、味つけや個々の嗜好が異なりますので、一斉給食ではどうしても残食が出るということはやむを得ないところかと思えます。また、昔と違い、好き嫌いが多く、以前は残したら必ず最後まで食べよというような指導をしていましたが、現在はいろんな人権のこともかかわりまして、そのような指導をしていません。

そこで、残食を減らす取り組みとして、前日の残食の写真を撮って、子どもたちに掲示したり、あるいは生徒に意識づけをしています。そして、各学級の道徳の時間には、命をいただくというような観点で食べ物に感謝をする、そういう指導をしています。さらに、保健委員会では牛乳を飲もうキャンペーンを実施するなど、月ごとに工夫した働きかけを行っているところです。食べられるありがたさを感じる取り組み、食の大切さ、食育教育について継続した指導を実施していきます。

以上です。

西澤博一議長 西山議員、再々質問。

西山議員 結構です。

西澤博一議長 6番、北川和利議員の一般質問を許可します。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 それでは、私から一般質問させていただきます。

工事落札業者への社会保障制度加入促進の指導はということで、町長に問います。

国では、従来より健康保険、年金、労災制度について、未加入者への加入促進を進めています。本町の工事入札による建設工事受注者が、その工事に係る下請け業者との契約時において、下請け業者もこれら制度に加入していることが必要であると思いますが、この指導について町の現状はどうか、答弁を求めます。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 北川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、建設産業界におきましては、年金、医療、雇用保険について法定福利費を適正に負担しない企業が存在するということから、建設業従事者への公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているという状況があるということでございます。それと、適正に法定福利費を負担する企業ほど、競争上不利になるという矛盾した状況が出ているというのが、国の方でも言われております。

そのため、現在、国土交通省が発行しますパンフレットや社会保障制度の概要、未加入業者への具体的な対策などについて、それぞれ国交省が作成しますホームページや通知等で指導がされているところでございます。

また、社会保険制度のうち、医療、厚生年金保険につきましては、事業所で常時使用される者が5人未満の個人事業者につきましては、厚生年金保険等については適用事業所ではないということになりまして、この適用を受けないところにつきましては、それぞれ国民年金や国民健康保険等の個人で加入するということになるのが現状でございます。

今回、こういったことを考えまして、全国的に行政または建設業界などの関係者が一体となって保険加入の徹底に向けた取り組みが必要ではないかなと今現在、考えております。今後、国、県の指導の通知や情報提供をもとに、必要な指導を行ってまいります。現在、具体的に行われておりますのは滋賀県のみと聞いております。19市町については、この点、指導までいっていないという実情もございまして、今後、国から出されます内容を検討した上に適正に指導をしてまいりたいと考えています。

西澤博一議長 北川議員、再質問。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 今、課長が答弁してくれました。それは、それでわかりますけども、僕が問いたいのは、要するに今、うちの指名業者、工事落札業者は、要するに1人親方というのがかなりいてます。というのは、平成29年度から国土交通省が言っていますのは、下請け業者であれ、要するに保険、年金、労災、これの証明書の写し、行政の仕事を請け負った限り、落札業者、元請けさんは入札のときに委員会があって、その中で元請けの入札業者を選んでくる、指名業者の場合は。そして、なおかつ一般入札の場合にもそうですよね。しかし、落札をした業者は必ず提出しますが、その下請けの人たちが、うちの町では下請けがたく

さんいます。きちっと必ずそういう保険に加入しているか、なおかつ、今後、1人親方に対しても町の指導はどういうふうにしていくか、再質問とさせていただきます。答弁をお願いします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 北川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

当然、下請け業者さんの年金等の加入の状況でございますが、議員もご承知のように、指名願いをいただく場合については、当然、管理監督者なり、資格者については、そういった証明は添付をしていただいております。問題になりますのは、下請け業者ということになりますが、今現在、滋賀県が行われている状況で言いましても、下請け総額が3,000万以上の工事とか限定した中でやられております。当然、下請け人名簿等を提出していただいて、その中で県もチェックをされているということになるんですが、ただ、国交省の方の書類を見ていますと、当然、誰がこの年金に入っているという写し等をいただく場合については、個人情報保護の関係があるので、それについては十分配慮した上で取り扱いしなさいということも言われております。ですから、町の方でこういう場合については、必ず添付しなさいというのについては、やはり根拠も必要でありますので、今現在その指導が国の方から聞いていないということでございますので、この辺はもう少し今後どういうふうに国の方でまとめられるかというのを一定見た中で指導の方は考えていきたいと考えています。

西澤博一議長 北川議員、再々質問。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 今、課長が触れましたので、工事落札業者について、これは保険制度の中で、今、課長が技術者という話も触れましたけども、要するに、社会保険制度もありますけども、その中でうちの場合は、1つ、仕事を落札すると何%か超えていなかったら、次の指名に入りませんわね。そのときの技術者というのは、どういう形になってあるのかと、僕も不思議で。1人親方の場合、社会保険制度で、保険云々というのがありますが、その中で技術者が本当に今、遠慮的に何個か仕事をやっている人もいます。それがきちっと何%を超えてやっているか。課長が触れましたから、僕は言うてますけども、一工事ごとに技術者は1名ですわね。そうすると、そういった場合は次の仕事の入札に入れませんか。技術者はここで終わっていますので、そういう場合、続いて仕事が落札できてやっていく場合、この技術者の確認というのはきちっとできていますか。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 北川議員の再々質問にお答えさせていただきます。

技術者につきましては、当然、1つの事業といいますか、工事については当然1名が管理監督上必要になりますので、当然、置くということになります。ただ、1つ受けて、次、2つ目、3つ目という入札の場合ですが、金額的に決めているところもありますが、本町としては明確に金額幾ら以上ということは、今までの中で決めてはおりません。工事の金額なり、工事の範囲、規模なりを見た中で、可能であれば2つ目の入札に参加していただくという場合もあるということでご理解をいただきたいと思います。

西澤博一議長 2番目の一般質問を許可します。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

町長に問います。工事入札に係る予定価格及び入札結果の公表の見直しは。

現在、町では工事入札に係る予定価格及び入札結果について公表しているが、これについて今後も公表を継続するのか、中止するのか。また、継続する場合、その内容について見直すことを考えているか、答弁を求めます。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 北川議員の工事入札に係る予定価格及び入札結果の公表の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の工事入札に係ります予定価格の公表でございますが、平成27年5月1日現在の県内の状況を申し上げますと、事前公表のみを行っているのは5つの市町、それと事後公表のみが10の市町で行われておりまして、また、設計金額等に応じて事前公表、事後公表の併用というのが4市町でされており、県内の全ての市町について実施がされているという状況でございます。

本町につきましても、数年前より現在の事前公表により入札を執行しているところであります。事前公表、事後公表につきましては、それぞれの考え方がございますし、特に近年では予定価格の事前公表の場合、入札参加業者が独自の積算をしていないのではないかというような意見もあるように伺っています。そういったことから見直しをとのご質問とも思っておりますが、今後の入札に係ります予定価格の公表につきましては、当然これまで公表を行っておりますので、これについては引き続いて公表してまいります。ただ以前にも議会

の方でご質問がございました、事前公表なのか、事後公表なのかにつきましては、建設工事の審査会等で慎重に協議を行ってまいりまして、公表の方をしてまいりたいと考えております。

西澤博一議長 北川君、再質問。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 今の答弁ですと、もう一度、念のためにお聞きしますけども、予定価格はそのまま継続をしていくということだと捉えさせていただきましたけど、今、課長が答弁してくれたとおり、要するに、ここら近々の町で予定価格をしないように進んでいる市町村が出てきています。予定価格を発表しないという市町村が増えてきています。そんな中で、やはり積み重ねの見積もりを業者が本当にしているのかというのを、このところそういう形が見られます。確かに答弁どおりそういうことがないよということ、抜き打ちというか、必ず入札の時はそういう見積もりを、下積みがきちっとしとるかということを書面上で出させていただいておるとおもいますが、ここら辺が徹底したことを今までずっとしてきているのか。そしてまた、今後もこの予定価格を発表するに当たって、見直しをしないよということであれば、きちっと改良というか、そういう形のものを考えてくれているのかということをもう一度ちょっと答弁願います。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 北川議員のご質問にお答えをいたします。

予定価格につきましては、これまで当然、入札ですので、入札書の投函だけを普通はされるんですが、本町については、入札書に添付して、積算内訳書というのを同時に投函していただいています。ですから、この積算内訳書で積算の根拠が一応、大まかではありますが、計算をしていただいているという状況で、それによって確認をしているというのが現状ですので、当然それについては、今後も引き続いて行ってまいりたいと。ただ、先ほど言いましたように、事前公表、事後公表については、それぞれ他の市町によってもだんだん変わっているところもありますが、それについては先ほども申し上げましたように、町内の契約審査会で今後、どちらをしていくかについては、十分協議した中で検討してまいりたいと考えています。

西澤博一議長 再々質問。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 同じことになろうかと思えますけども、入札に係る予定価格ということで、要するにこれは入札をして、その中で落札した業者がいれば落札しない業者も出てきますね。そんな中で、今、当町では落札をできなかった業者、また失格業者の価格を張り出して発表していますね。こういう公表をやめるとか、そしてまた、極端に言えば、金額を載せずにとどこどこが落札しましたよと。今、彦根市でも落札業者のやつはぼんと載せてやっていますね。そういう落札ができなかった業者、また失格業者の価格を入れずに発表するという方法は考えておりませんか。最後をお願いします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 北川議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

当然、入札結果につきましては、内容的には各市町違いますが、結果については公表しているということになります。書面なり、ホームページ等で結果についてはさせていただいていますが、今、言われていますのは、失格業者については金額を今まで表示しております。そうしますと、これは私の個人的な考え方になるかもわかりませんが、最低制限価格がそれでわかるのではないかと。以後の入札にそれが逆に計算できるというようなこともありますので、それについても今後どうするかについては、審査会の方で協議をして、変えるところについては変えていきたいというように考えております。

西澤博一議長 3番目、一般質問を許可します。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 それでは、町長に問います。町営住宅の家賃の収納状況について。

公営住宅及び改良住宅の家賃収納の状況と滞納者への対応状況について答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 皆さん、おはようございます。それでは、北川議員の質問に対してお答えいたします。

改良住宅、公営住宅の家賃収納の状況と滞納者への対応についてということですが、12月議会でもお答えしましたとおり、公営住宅の収納状況については、1月末現在での現年収納は70%、過年収納は約10%ということで、昨年の同期に比べそれぞれ収納率が向上しており、年度末におきましては、約2から3%の収納率向上となる見込みであります。

一方、改良住宅につきましても、同じく1月末現在で現年収納率は77%、過年収納率は14%ということで、昨年度同期に比べまして、それぞれ収納率が向上しております。年度末においても約2%収納率向上となる見通しであります。その結果、今まで年々増加しておりました滞納額が、今年度から減少するという見込みを立てております。引き続き入居者への納付指導に加え、連帯保証人への通知や納付誓約書の提出と遵守に努めてまいりたいと思います。なお、誓約書を守らない悪質滞納者について、納付記録や納付相談記録などをもとに弁護士と相談の上、法的処置の準備を現在進めております。弁護士を通じて内容証明による督促や、それでも応じない場合には明け渡し請求などを順次進めていきます。

今後、収納率向上と未納者の減少に職員一丸となって努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

西澤博一議長 北川議員、再質問。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 再質問させていただきます。

僕は12月議会でもこれは質問させていただいたと思うんですが、その結果はどないなっているかというのを聞きたくて、今回も同じ質問をさせていただいております。というのは、もう十数年、僕が議員になってもう8年過ぎました。今、9年目ですけども、要するにこの問題はずっと引きずっています。客観的に言わせていただきますと、解決度がそんなに伸びとらへんというのが現実だと思います。それで、僕ら議員仲間も構わないから、そういうのはもっと徹底してやたらどうやということは議会でも何度か、全協の中でも出ていると思います。もっと厳しく、ここでもう1点、問いたいのは、今現在、公営住宅、改良住宅について、1件で最高額がどのぐらいの家賃の滞納があるのか、ちょっとお知らせください。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、北川議員の再質疑にお答えいたします。

公営住宅におきます最高の方につきましては約150万円、改良住宅におきましては115万円という滞納額が最高の額でございます。

以上です。

西澤博一議長 北川議員、再々質問。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 僕が予想していたより、かなりの金額だと思います。公営住宅150万、改良住宅115万ということですが、もちろん公営住宅もしかりなんですけども、改良住宅は今、譲渡で行政側も苦難をしていただいていると思っておりますけども、これはものすごく譲渡のときにひっかかってくる問題だと思います。これをもっと厳しくね。本当に真面目に年金暮らしの人でも入っている人たちは、そんな中からでも家賃をきちっと納めている人は納めています。この金額の中で、その人たちがそういう収入が本当はないのか、そこら辺をきちっと把握して調べて、今、答弁なさってくれたとおり、弁護士と色々な内容証明を送って云々と、これは僕は聞くところによると、内容証明を送って、まず何回か個人宅に送りますね。2回なり送って、来てくれなかった場合はもちろん差し押さえ云々どうこうをやっているというのも聞いております。しかし、その中で一度説明しに来てくれたら、何ぼかお金を払います、また、二、三カ月して、また納めないという人たちもいるというの、僕はちょっと耳に挟んでいますけども、そこら辺をもっと徹底して厳しくやっていかななくては。

今、現状でマンション型の町営住宅については、収入に応じてという家賃が設定されています。しかし、5棟連続で建っている2階建てのところについては、家賃が最低でも1万1,000円か、家賃、上水、下水を踏まえて1万円ほどでいけるものだと思っております、光熱費は別としまして。それが、150万滞納するというのは、これはもう年数でいうと、すごい年数だと思いますわ。何も僕はもう少し厳しく。実態的に本当にその人たちが、それだけの能力がないのかというのをきちっと調べて。僕は一般的なアパートとかマンション型というのは、もう出されていますよ。行政の公営住宅やさかいに、町民のことを考えて。考えてというよりも、強制的に出せないというの、それも重々わかっています。しかし、これではほかの真面目に家賃を払って生活している人たちにこれは失礼だと思いますので、そこら辺をもっと重視して、今後どういう厳しさで対応していくのか、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 議員がおっしゃっております再々質問についてお答えします。

おっしゃっておられますように、150万という金額を聞きますと、何カ月滞納しているんやという話になろうかと思いますが、公営住宅の方につきましては、所得があるときに最高額の家賃がかかっておりまして、その後、失業し

たことによって家賃が払えなくなったということで、今、そういう金額になっておりますが、交渉の誓約書を結ぶ中で現在の収入に応じて支払いをしてもらっておりますが、何分、額が大き過ぎて追いついていないというような現状でございます。税と違いまして、私債権ということになりますので、なかなか給与の差し押さえとか、そういうところまでまだできていないのが現状でございます。現在、弁護士と相談しておりますのは、内容証明を出させていただいて、それでも応じない、誓約書を守らないという方につきましては、やっぱり議会にもお諮りをした中で、前も平成18年でしたかにやらせていただいたことがあるんですけども、明け渡し請求なり、訴訟という形の対応をしていかないと、もうここに至ってはそういうこともせなあかんのかなという話で、今、準備を進めておりますので、おいおいまた議員の皆さんにもご説明させていただけるとお思いますので、よろしくお願ひします。

西澤博一議長 北川議員、4番目の質問。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 それでは、町営住宅の入居資格についてということで、町長に問います。

町営住宅については、現在、多くの方が入居されている。この町営住宅入居に係る募集方法については、単身世帯で応募できるのは65歳以上となっている。これについて、町内同じ住民であることから、年齢制限の撤廃は考えられないものか、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、北川議員の公営住宅の入居資格について年齢制限の撤廃はできないかというご質問に対してお答えいたします。

現在、公営住宅の入居募集要件の1つに、現に同居し、または同居しようとする親族があることとなっておりますが、これは住宅に困窮する者に対する居住の安定を図るといふ、公営住宅法の趣旨に沿って決められておまして、単身世帯が入居できる要件としては、特例として60歳以上または同居の親族がいることとなっております。また、当町の町営住宅につきましては、2階建ての公営住宅が49平米から56平米、3階建てが78平米ということで、住宅専有面積となっております。国交省が定める最低居住面積の水準によりますと、3人から4人相当となっております。単身世帯ではなく、家族向け住宅として建設された住宅であります。さらに、当町の住宅募集における平均倍率は、毎回3倍から4倍となっております。抽選によって入居者を決定してお

りますが、仮に単身世帯でも入居できるようになりましたら、現在の数倍の申し込みが予想されるとともに、本来、低所得者で住宅困窮者が入居できないという事態になりかねませんので、今回ご質問の年齢制限の撤廃については考えておりません。

また、町内には単身世帯向けの民間のアパートも多数建設されておりますことから、必要であればそちらを利用していただければなど考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

西澤博一議長

再質問。

北川議員

議長。

西澤博一議長

北川議員。

北川議員

僕が思うには、うちの町の住民、要するに町内に住んでいる人、また町内からお仕事に行っている人は、必ずうちの町に税というのを落としますよね。そんな中で年齢制限というよりも、単身世帯でも僕は応募して参加できるようにしてやっていただきたいと思っております。というのは、母子とか高齢者に当たってはくじ引きについては2回引ける制度というのがありますよね。通常なら1回ですけども、優先して2回引けるという制度があります。そういう制度も設けているので、やはり同じ町内に住んで、町に税を落としている人たちが年齢制限で町営住宅に入居するに当たっての募集に対して参加できないというのは、これはいかがなものかと思っております。やはり、そこら辺の配慮とか考えていただいて、即今できなくても、今後やはり単身でも募集をしたときには参加できると。なおかつ、その中で今の2回引けるところが1回なら1回、そしてまた、2回は2回、3回6は3回とそういう形に規則を増やしていけばいいのじゃないかと思っておりますが、それについてお考えはありませんか。

人権政策課長

議長。

西澤博一議長

小川人権政策課長。

人権政策課長

北川議員の再質問にお答えします。

町税を払っているということで、入居資格がもうちょっと何とかならないかという話でございますが、入居資格の中には町内に居住し、町税、国民健康保険税、保険料、使用料等を完納していることということが当然、重要な入居資格の1つとしてございますし、また、先ほども申し上げましたとおり、倍率が毎回3倍、4倍、それ以上というときもありますので、そうなりますと、やっぱり単身世帯の方を入れるということになると、本来入りたい人が入れな

いとなりかねませんので、現在のところはこういう形で現の資格を残していき
たいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

西澤博一議長 北川議員、再々質問。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 再々質問させていただきます。要するに、今の答弁はわかりましたけども、
新しく入居した人たちできちっと、家賃の滞納は先ほどの質問の中で言いまし
たとおり、ここ数年の間に新しく入ってきた人が家賃の滞納はないのか。やは
り、入っていただく限り、家賃というのは収入源として入ってきますね。その
家賃はもちろん契約するときには家賃滞納云々どうこうが誓約書に書かれてい
ると思います。しかし、現実的に先ほどの説明でいくと、家賃を滞納してい
ても、手順を踏んでいって、なおかつそれでもなかなか出すということは難しい
ということをおっしゃられていましたので、一旦入ったら、家賃を滞納してい
ても住む権利というのが発生するので、出せないということを答弁で言われて
いました。要するに、新しく入って、またなおかつ滞納になると、滞納者を増
やしていきただけになってしまいます。そこら辺の調べというか、調査というか、
そこら辺をきちっとして入居させているのか。

また、ここ数年、五、六年前でも結構です。入った人たちの家賃収納がきち
っとできているのか、最後ですけど、答弁願います。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

最近入った人はどうなのかという話でございますが、最近の方も、過去から
の方もそうですけれども、やっぱり入ったときに収入申告をしていただきまし
て、それに基づきまして家賃を決定して納付していただいております。その後、
やはり勤めていたところが倒産したとか、会社をくびになったとかいう形で、
収入が減少した場合に、どうしてもやっぱり払うものが払えないという形の方
がおられますので、そういう方については納付誓約を出していただいて、幾ら
なら納めてくれるかという交渉の中で納めていただいているというのが現状で
ございます。しかも、今回、ご質問にもありましたとおり、保証人の方を2名
つけていただいておりますので、本人が納められない場合は保証人の方にも通
知をさせていただいて、保証人から納付していただくと、連帯保証ですので、
連帯して納付していただくという形で厳しくやっておりますので、そういう形
で対応していきたいと思っております。

以上です。

北川議員 数年前の人たちもまだ滞納者がそういう形で残っている人がいるということやな。新しく入った人でも、今の説明やと収入が減少しているさかいに払えなくてという人がいるということやね。

人権政策課長 新しい方につきましても、入ったときはちゃんと払えていたけども、その後、くびになったりして払えない方も中にはおられます。

西澤博一議長 暫時休憩といたします。再開は、10時20分をお願いしたいと思います。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時20分 再開)

西澤博一議長 再開いたします。

鈴木議員の一般質問を許可します。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問を行います。

まず、役場庁舎増改築案の見直しを求めます。町長は、広報とよさと1月1日号の年頭の挨拶の中で、災害時の拠点になる現在の役場庁舎について、耐震化と利便性に配慮した整備の早期着手を目指してまいりますと述べていましたが、これまで議会の全員協議会や行政懇談会などで説明があった町のD案については、町民の中にさまざまな異なった意見があり、町案についての見直しを求めますが、見解を求めます。また、挨拶の中で述べている耐震化というわけですから、どこをどのように耐震化をされるのか明らかにしていただきたいと思えます。

次に、障害者差別解消法の具体化を本町でどうするのかについて質問をいたします。2013年、平成25年6月に公布された障害を理由とする差別の解消に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が本年4月よりいよいよ施行されますが、その具体化を本町でどうするのか明らかにしていただきたいと思えます。

次に、療育手帳Bの方への助成制度のさらなる拡充を求めます。この4月から療育手帳Bのみの方への福祉医療費助成制度の適用が実施されることとなり、関係者から大いに喜ばれていますが、まだAの方に対する種々の助成制度とは格差があるのが現実です。そこで、当面、1つは自動車税、軽自動車税の減免。2つ、自動車燃料費、タクシー運賃費の助成をBの方にも広げることを求めますが、回答をお願いします。

また、外出支援の実態、外出支援を行っている機関や民間業者、施設、またその申し込みがどのような状況になっているのか。そして、どのような実施状況なのかを明らかにしていただきたいと思います。

4点目は、灯油等暖房費助成制度の復活を求めます。灯油等暖房費助成が、残念ながら平成27年度は予算化されていませんでしたが、予算化しなかった理由と今年度の補正を求めますが、見解を明らかにしていただきたい。

最後に、町長ならびに教育委員長に質問をいたします。中学生議会について質問いたします。昨年12月24日に開催された中学生議会の様子が、広報とよさとの別冊として全戸配布をされましたが、次の点について明らかにしていただきたいと思います。

1点は、中学生の子どもたちの質問をどのように受け付けたのか。例えば、締め切りなどは議会の何日前で締め切ったのか。

2つは、それに対する回答の準備をどのように行ったのか明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 それでは、私の方から鈴木議員さんの一般質問、役場庁舎ならびに灯油等の暖房費助成についてお答えいたします。

鈴木議員の役場庁舎増改築案の見直しを求めるの質問についてお答えいたします。平成24年3月より今日まで、庁舎の耐震化を行うため、A案からD案について議会全員協議会において協議を進めていたところでございます。また、議会ごとに一般質問等でお答えしてきたとおりでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

そして、灯油等暖房費助成制度の復活を求めるのご質問でございますが、まず、今年度に灯油等暖房費助成を予算化しなかった理由でございますが、ご承知のとおり、この事業は原油の高騰等により、冬の暖房経費が相当大きくなる想定される状況のときに、在宅高齢者の暖房費経費を一部助成して、経済的負担の軽減を図ろうと、平成25年度、26年度にそれぞれ補正予算を組んで実施してきた豊郷町独自のものでございます。

しかし、今年度はご承知のように原油価格は下落しておりますので、予算の計上は行いませんでした。こうしたことから、今年度の予算計上は考えておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

副町長 議長。

西澤博一議長 村西副町長。

副町長 私の方からは、障害者差別解消法の具体化をどうするのかということでのご質問にお答えいたしたいと思います。

ご承知のとおり、障害者差別解消法の対象となりますのは、国の行政機関や地方公共団体、民間事業所などであります。そうした中、国の行政機関や地方公共団体においては、不当な差別的取り扱いの禁止や障害者への合理的配慮について義務づけられております。このことから、地方公共団体においては対応要領の作成は努力義務となっているところではありますが、本町におきましては、町職員が適切に対応していけるようにと、障害を理由とする差別の解消推進に関する対応要領の策定に向けて、現在その作業を進めているところであります。早急に対応要領を定めた後には、全職員に対しまして、その周知徹底を図るとともに、合理的配慮の提供が実践していけるよう職員研修などを通じて一層理解を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上です。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは、鈴木議員の療育手帳Bの方への助成制度の拡充を求めるのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、自動車税、軽自動車税の減免についてですけれども、町は県税であります自動車税に合わせる形で、軽自動車税の減免を実施しており、単独での拡大は現在、考えておりません。

次に、自動車燃料費、タクシー運賃の助成についてですけれども、助成対象は現在の対象範囲で継続実施していく予定ですので、この事業の助成対象範囲につきましても、Bのみの方にも広げるということは、今のところ考えておりません。

最後に、外出支援の実態として、外出支援機関、施設、申し込み、実施状況を明らかにとのご質問ですので、これは屋外で移動が困難な障害のある方が、自宅から外出されるときに支援を行っている移動支援事業のことで、今年度これまでの事業実績のある事業は6者ありました。事業所名としましては、ステップアップ21、葦の舟、はえみ、爽やかな風、ニチイ学館、愛ユーケアの6者です。申し込みは本人もしくは相談支援事業者などを通じて、利用事業所に申し込みをされております。

それと、実施状況ですけれども、この1月末の時点での人数ですが、延べ利

用人数は298名という状況になっております。

以上です。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 失礼します。鈴木勉市議員の中学生議会を問うのご質問にお答えいたします。

1つ目。質問はどのように受け付けたのか。生徒会担当の先生の方から提出していただきました。内容につきましては、中学生議会は生徒会を中心として実施しているものでございますので、全校生徒から出された質問を生徒会執行部で協議、集約されたものです。締め切り日を一応、12月4日をめどに設けさせていただきました。

2つ目。回答の準備はどのように行ったかというご質問に対しましては、上がってきた質問については、本会議を模擬した形で行っておりますので、本会議で使用されております発言通知書を各課に配付し、各課で質問についての回答を協議していただきました。

以上です。

西澤博一議長 鈴木議員、再質問。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず、中学生議会について再質問をいたします。今の回答ですと、12月4日をめどに締め切りをしたということですから、24日ですから20日も前に締め切られた。そして、その質問内容を各課に回して、各課で回答を協議したということでもありますから、担当課長にまずはお伺いをいたします。

この手元の別冊、中学生議会によりますと、この中で豊郷町の図書館の特徴や利用状況について質問をした生徒が、社会教育課長補佐の答弁に対して、次のような再質問をしておりますので、読んでみます。「最初の質問で、日本や世界の観光に役立つ本をそろえてほしいとお聞きをしましたが、答弁がなかったように思います。再答弁をお願いします」。さらに、「先ほど、滋賀県下の状況を答弁されましたが、最初の質問にあるように、これもまた近隣の市町と比較してどうなのか教えていただきたい」と再質問しています。これを読みまして、私は非常にしっかりした生徒だなと感心をいたしました。それに比べると、この答弁は20日前に締め切って、各課で協議をして、模擬の本会議もしたというのに比べて、このような大人だというか補佐の答弁はいかにも不誠実で、いただけない、情けない答弁であると思っております。純粋な中学生の質問に対しては、やっぱりきちんとていねいに答えてあげると、そのことが豊郷

町の将来の子どもたちを育てるということになるのではないかと。これでは子どもたちが大人に、役場に対して不信感を持たざるを得ないのではないかと、私はこの別冊を読みまして感じました。

そこで、なぜこのような、子どもから再質問を受けなければならないような答弁になったのか、まずその経過について担当課長から説明を求めます。

社会教育課長 議長。

西澤博一議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 申しわけありません。担当課での協議ということでした。質問の内容についての状況あるいは中身について相談をさせていただいたということなんですけれども、再質問についての協議というのは事前にできておりませんでした。大変もうしわけないです。

鈴木議員 違うやん、ちゃんと答えな。何で再質問を受けるような、こんな答弁になったのかと聞いているんやから。

社会教育課長 済みません。当初の答弁の内容に十分な回答が得られなかったということだと思います。

鈴木議員 議長、自席で、再質問じゃなしに。私の質問、わかりませんか。

西澤博一議長 的確に答えてください。

鈴木議員 20日もかけて協議したんやろ。何で再質問を子どもから受けなければならない、こういう答弁になってしまったのかということ、協議の中身を聞いているんです。再質問まで予測していなかったというのは、回答にならへんやん、質問に対して。

社会教育課長 提出されて、その質問が出て、それから20日の間に回答を考えているという中で、子どもの質問に適切に答えられなかったと。

鈴木議員 それがなぜかと聞いているんです。

社会教育課長 済みません。そこまでは、想像できなかつた話なんです。協議の中身についてはしており……。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。再々質問。

鈴木議員 例えば、今の答弁そのものが非常に、私の質問に答えていない。私は思うんです、最近。もし、質問の意図がわからなければ、そちらから聞いていただければいいわけですよ。こういう質問でよろしいですかと。声を大きくしたくないんですが、町長がいつも切磋琢磨するというのは、そういうことでしょ。私も自分の質問が十分だといつも思っていません。行き届かないところたくさんあると思っています、いつも。わからないところがあれば、そちらから今

の質問はこうでしたかと聞いてもらえればいいじゃない。そうでしょ。

私が今、質問したのは、もう一度言いますよ、20日も前に締め切って、模擬議会もやりながら、非常に情けないと思いますよ。だから、こういう質問が来たということはわかっているわけでしょ、20日前に。この子どもは「日本や世界の観光に役立つ本がそろってほしい」と、答えてくださいと。質問では図書館の蔵書の状況、ほかの市町に比べてどうですかと聞いているんです。これに何故答えられない。何で答えられへんかったのですかと聞いているんです。子どもから再質問を受けなければならないような状況に、どうしてそうなったのですかと言っているんです。質問の意味、わかっただけでしたか。これは、きちっと担当課としてまずお答え願いたい。教育長の答弁をいただく前にね。これはやっぱり担当課の責任ですよ、それはやっぱり。そこはきちっとはっきりしてください。

私は今言いました、議会における、今の行政側の答弁や事業の執行でも最近、緊張感が非常に欠けているんじゃないかということを感じることが多々あります。4日の本会議での、アザックへの事業に関する社会教育課長でもそうでありましたが、これは2月の第1回臨時議会の議事録なんですけど、例えば、そのときでも、その臨時議会に提案された補正予算、主に人事院勧告による職員ならびに特別職の給与、報酬の条例改正が主でしたが、その質疑の中で、例えば補正予算には特別職分の記載がないがどうかと。議会費の中にも、その人事院勧告分の記載がどうかと質問いたしました。答弁は、特別職の分は一般職給の中に含めて計上していると。議会費も欠員があった分を補充していると。再質疑で、「今回の補正では、それでは特別職の増額分はないとしか読めないがどうか」とお聞きをしたら、総務企画課長は「指摘のとおりだ」と。「特別職給と書くのが本来だが、今後、十分注意をしていきたい」という旨の回答が臨時議会でありました。今のは一例ですが、やっぱりきちっとわからなければわからないで答えていただいて、議会の質問に対してきちっと誠実に答えていただきたいと思います。

社会教育課長と教育長の答弁を求めておきます。

社会教育課長

議長。

西澤博一議長

浅居社会教育課長。

社会教育課長

ただいまの質問です。20日間の期間があって、十分に調査ができなかったというようなこともありまして、事前に質疑をされる想定のもとで事前の資料を整えるということができなかったんだと思います。

教 育 長

議長。

西澤博一議長 横井教育長。

教育長 鈴木議員の再々質問にお答えしたいと思います。

今回の中学生議会では、3名の子どもたちが再質問したという形で、本当にいろんなことを考えているなということで頼もしく思っています。その中で、今ほど図書館の特徴、利用状況ということで、質問を見ますと、「特に日本や世界の観光に役立つ本がそろってほしいです。そこで質問ですが」という形での3点がありました。「ほしいです」というのをもう少しこちらが読み取っておいたらよかったなど、このように思っています。それは、してくださいというように読み取ったらよかったんやなど、こういうように思っていますが、そこらあたりの指導がまずかったと、こういうように思っていますが、本当に申しわけなく思っています。子どもたちがこうしていろいろなことを考えていてくれることを、本当に頼もしく思っていますので、またご理解いただきたいと思いません。

以上です。

西澤博一議長 再質問。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 次に灯油助成の件について再質問をいたします。

今、回答がありました。灯油等暖房費助成、若干、事業名は違いますが、平成25、26年度と、それからその前、19年度か20年度にもあったと思いますから、実施をされて、これは非常に高齢者の皆さんに喜ばれてまいりました。今、町長の答弁は原油の高騰に伴う灯油の高騰、それを背景に事業を実施してきて、昨今、非常に原油安で安定をしているということで、実施をしなかったという答弁でした。

私は、この件について平成26年の9月議会で、次のような質問をいたしました。「この施策は、多くの町民に喜ばれました。この事業は、そこで単年度で終わるのではなく、継続して実施してこそ、この事業の目的が生かされるのではないかと考えています。ある意味、この事業は高齢者対策の恒久的な事業として実施していくべきだと考えるが」と町長に見解を質しましたところ、もう一度、議事録を精査してまいりましたが、町長の方から「恒久的な施策という感じであります。原油が上がる、灯油が上がるのに対応した形でいいのか、それとも、高齢者の皆さん方に支援をしていくという形がいいのか、今後これは考えていきたい」との答弁がありました。私は、てっきり先ほどの教育長の答弁ではありませんが、恒久的な施策という感じでありますということでした

ので、平成27年度も実施されるのだらうと思ひ込んでおりました。

さらに、灯油高騰に対応した形だけでいいのか、高齢者対策として支援していく形がいいのか考えたいという答弁がありましたもので、何らかの形で、違う形でも実施をされるのかなと思っていたのですが、残念ながら、先ほど町長がおっしゃったような理由で実施をされませんでした。本年度も新年度の当初予算にもありませんが、これはぜひ、この26年9月議会の答弁を発展させていただいて、何らかの形で補正での復活、検討をお願いしたいと思ひますが、町長から答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再質問にお答えします。

そのようにお答えしたつもりであります。しかしながら、今日の原油、1バレル当たりが30ドルを切るときもあると、こういうような状況に陥っている。これはもう十数年前の価格ですから、そういうような思ひはなかなかなかった状況でもありますし、必ずこれは上がってくるだろうと思ひたんですが、低位で30ドルちょっと上位でやっている状況で、今後も続くということで、それで考えていないということと、もう1つは、国の方で低年金者に3万円、そしてまた、今度も低所得者に支給もされます。そのように、国の方の施策でやられているというので、補正対応ならびに28年度の予算では対応しなかったのがありますので、ご理解よろしくお祈ひします。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。再々質問。

鈴木議員 今、町長から答弁がありました。何で今年、この灯油がなかったんだらうというので、町民の皆さんからいろいろ意見を聞いてみました。1つは、こういうお声があった。福祉給付金で5,000円もらったと、あれがこれに変わったんかと。ですから、あれは5,000円受給できる人とできなかった人、本会議で七十何%でしたが、受給できた人とできなかった人がいたたので、「あんたもらえたけど、私、もらえへんかったで」と。実は、灯油の5,000円分がこの福祉給付に変わったんやなというのを、これは私も初めて知りましたけど、町民の皆さんでそういうお話になっていたようです。

それから、こういうお話を聞きました。夫が今年65になったと、やっと65になったので、今年からわずかやけど、灯油の5,000円がもらえるのかなと思ひて問い合わせたら、今年はないんやと言われたと。めっちゃがっかりしたんやと。何とかならへんかというお声も、これ実際の高齢者の皆さんからお聞

きしたことです。

最近、高齢者の皆さんからお聞きするのは、18歳までの医療費の無料化やとか、中学校の給食など若い子のことは大分できてきたやんかと。これはそれでええやんかと。もうちょっと私ら、年寄りのことをやってくれへんかというのをぜひ言うてくれへんかという声を多々お聞きするのも事実です。

私が復活の検討を求めているのは、高齢者の方にせっかく喜ばれてきた事業でありますので、ここは中断をせずに、ぜひもう一度、何らかの形で検討できないかということ再度お願いしたいと思っております。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

先ほど申しましたように、当初、灯油の場合は国の補助金で高齢者対策をやりました。その次の年が、補助金が切られました。やはり、町民の皆さん方に原油価格が高いときですから、本町の施策として高い間はやっていこうと。そして、国の方としても消費税関連だと思えるんですけども、ものすごく高齢者施策を今練っておられますので、そちらの方で町の方としては、昨年と来年度は考えていないという状況で、時と場合によっては。議員おっしゃるように、高齢者には何もしない云々じゃないです。これは、世の中の動きが、やはり地方創生の状況の中で子育て支援をしっかりとやっていこうと、それが目につくさかいに、高齢者の皆さん方はそちらの方に目がいくもんだと思っております。そういう点も、十分またご理解いただきまして、また説明していただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

西澤博一議長 再質問。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 次、療育手帳Bの方について再質問いたします。

今、外出支援の業者が6者、移動支援が298名という回答がありました。申し込みが各事業所ごとに申し込みをするということなんですが、1つは、かなり前の議会でも質問しましたし、私が議員に当選をさせていただく前に勤めていた作業所でも経験をしたことなんですが、一度言いましたが、例えば、ステップアップ21の場合は、1カ月前に申し込まないと、移動支援が受けられないという状況があって、しかも、電話ではステップアップ21は受けつけない。玄関の前にいっても電話ではあかんと。この実態の改善ができないかというのを何年か前に質問したことを覚えているのですが、まず、申し込みの状況

が各業者で違うのかもわかりませんが、特にステップアップ21の場合は、この彦愛犬の管内でなっているわけですから、そのところがどうなっているのか、わかる範囲で、申し込みの状況がどうなっているのか明らかにしていただければと思います。

こういう質問をさせていただいたのは、最初の質問でも申し上げましたが、今年の4月からBのみの方への福祉医療費の助成が実現するというのを私の議会報告で皆さんにお知らせをいたしました。すると、お電話がかかってきたんですね。どういうお電話かといいますと、「これで、鈴木さん、何が変わるんですか」というのが最初の切り出しでした。私もよくわからなくて、いろいろお話を聞いてみますと、その方のお子さんもこの療育手帳のBを持っておられる。ところが、その方のお子さんは18歳未満だとおっしゃるんですね。だから、もう福祉医療費の無料化の対象になっていると。そういう意味で、どこが変わるんですかという質問だったようなんです。いろいろお話をさせていただきますと、Aの方には税やいろんな減免があるし、一番困っているのが、この外出支援なんだと。ここを改善が何とかならないだろうかというお声をお聞きしましたので、こういう質問をさせていただいたというのが理由です。

ご承知のとおり、療育手帳は先天的な原因または生後比較的早い時期に脳に障害を受けたことにより、知的能力の全般的な発達不完全であったり、不十分な状態にある人に対して、県知事が交付を行うものですが、関係者の方に聞いてみますと、例えば、精神状態、健康状態が悪いときに、ある人なんかは1日中、その子を車に乗せてドライブしていると。その間に精神的な安定も保たれて、何とか生活するという実態もあるということもお聞きしました。そういう意味で、今、15リットルでしたか、燃料費の助成、5,000円ぐらいだったと思うんですが、これを例えばBの方にも広げることはできないだろうかという質問をしたわけです。私もAもBも全く同じ助成ということにはならないだろうと思います。それは差別化、選別化が必要だと思うんですが、このような生活実態に合わせて、例えばそんなことが考えられないだろうかということをご提案いたしましたので、もう一度、回答をお願いしたい。

それから、先ほど申し上げた外出支援ですが、今も1カ月前に申し込みをしなければならぬということでは、これは何かあったときには間に合いません。お葬式なんかが出たときには、保健福祉課に連絡をとれば緊急に保健福祉課の方で対応していただけてかいぜ寮とかで対応していただけるというのは私も承知をしていますが、もう少し能動的に利用者が利用しやすいような外出支援の

改善ができないかということについて回答をお願いしたいと思います。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、移動支援の事業所の受け付けの状況ということをお尋ねいただきましたので、先ほどステップアップ21で1カ月前からというお話をいただきました。事業所によりましていろいろ受け付けの期間が違います。一部ですけれども、ステップアップ21ですと、確かにおっしゃったように1カ月前からの受け付けです。1カ月を半分に割って、1日から15日までと、16日から後半の分ということで受け付けてはおりますけれども、それぞれ1カ月前からです。あるいは、ほかの施設ですと、毎月5日までの締め切りで、あとの分ということでは実質は1カ月前ですね。それとか、利用の1週間前までというところ、2週間以上前に申し込みというように受け付けておられるところもあります。

ですから、今の利用されている施設でいうと、1カ月前というのが、申し込みをしなければならない期間としては最長のところということになります。ただ、この場合におきましても、それ以降に空きがあれば利用はできるということをお聞かせいただきました。全ての事業所がそのように対応できるかどうかはわかりませんが、緊急のときの、今ほどおっしゃいました冠婚葬祭での実施というようなこともありますので、対応できる範囲において、その事業所が受け入れられれば。ただ、その事業に伴いますヘルパーさん等の介護にかかわる方のシフトと対応ができるかという問題がありますので、そういうことから、ある程度、前からの利用をお願いをしたいということで、今こういう形で受け付けを進められているところです。

それと、幾つも言っていたので、移動支援の関係については1カ月前では間に合わないのかとおっしゃったということですが、今ほど申しましたように、事業所によっては期間が、対応できるようならすると言っていたいております。

それと、外出支援を、子どもさんを車に乗せてずっと動いているというようなことで、そういう部分の支援がお願いできないかということも言っていたと思うんですけども、この事業につきましては、病院に行く、買い物に行く、いろんな外での行動について、あるいは研修で何か話を聞かれる、そういうところにその方1人では移動ができないので、介護がついてということで、車に乗せてその方を一定時間落ち着かれるように動くというような、

そういう事業とはちょっと違う部分がありますので、保護者の方の願いとしてはわかるんですが、この事業としては難しいかなという思いが1つします。

それと、ガソリン、燃料の分でしたが、今現在お尋ねいただいた方が18歳未満の方ということでした。この福祉医療のBが対象になったということは、今現在は18歳未満ですので、子育て支援の対象に入っていますけれども、その方は18歳を超えて19歳になったときには、Bの対象で、これからずっと手帳を持ち続けておられたら対象になるので、これは今は感じられないかわかりませんが、大きな施策だったと思っています。

それと、この事業ですけれども、こういう助成をさせていただいていますのは、障害者等の通院が目的で月に15リットルなりの支給をさせてもらうようになっておりますので、ですから、その対象としましても、先ほど鈴木議員さん自身おっしゃいましたけれども、それぞれの障害には1級から何級までずっとあったりとか、区分がいろいろあります。どの対象のところまでの方を医療機関に行かれるに当たって負担軽減を図るのかという部分を考えたときに、現在、実施させていただいています、そこまでの軽減を図るという程度ではないというふうに思われる部分かと思えます。といいますのは、Bの方というのは極めて健常の方に近い部分の方も含めてのBですので、3つの障害、身体、知的、精神の何かの障害にかかわれば全て対象かというところ、そういう対応は正直難しいところもありますので、どこかでは区分として線を引く必要があるかと思えますので、現状の形で思っております。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 再々質問ですか。

鈴木議員 1点だけ簡単に言います。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 ステップアップ21だけが一番最長の1カ月なんです。民間事業所のことは言いません、私は。それは、それで。何とかこれをやっぱり、ほかの事業所と一緒に、例えば2週間前にするとか、そういう改善の指導ができないのかということだけ答弁をお願いします。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、言っていただきましたように、ステップアップ21につきましては、事業所には間違いありませんけど、位置づけとしては、この広域の基幹的な部分

となっております。そういうご意見があったということで、今後この管内でも障害の協議会がありますので、提案として、話し合う課題として取り上げさせていたいただきたいと思います。

以上です。

西澤博一議長

再質問。

鈴木議員

議長。2番目です。

西澤博一議長

鈴木議員。

鈴木議員

障害者差別解消法の問題について、再質問をいたします。

今、副町長の方から対応要領を作成中だということですが、どういう職員で策定中なのか、ちょっとその点だけお願いをしたいと思います。

障害者への差別禁止や障害者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づく障害者の権利に関する条約が2006年に国連で採択され、2008年に発効、平成25年現在では世界の133カ国が批准し、日本は2007年に署名をしていますが、障害者の関係団体、私も勤務をしていた作業所も共同作業所連絡会、共作連を含め、多くの関係団体は差別解消法ではなしに、差別禁止法の制定の要望をされていたようですが、法律名としては差別解消法になりました。この差別解消法は周知のとおり、障害を理由とする不当的、差別的取り扱いの禁止、環境の整備、合理的配慮の提供を3本柱として、例えば体制の整備や啓発活動、障害者差別解消支援地域協議会の設置ができる云々などのさまざまな支援措置を求めています。

先ほど回答がありました対応要領の作成も、その支援措置の中の1つだと思いますが、1点だけ。これから検討されるんだと思うんですが、この中の行政機関や民間事業所が事業主として行う措置、これは障害者の雇用の促進に関する法律によると定められています。この障害者の雇用の促進に関する法律に定められている行政機関で、障害者の雇用の目標とする雇用率と現在の本町の雇用率を明らかにしていただきたいと思います。

副町長

議長。

西澤博一議長

村西副町長。

副町長

再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、対応要領の策定につきましては、保健福祉課を中心にしまして、総務企画課と連携のもとに作成準備を進めているということで、今現在につきましては、福祉関係の方に内容等について照会をいたしているというような状況でございます。

それと、雇用の関係での質問でございますが、現在、私どもの方に障害者の

雇用の関係については、2名でございます。そういった状況でございます。

以上です。

西澤博一議長 再々質問。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 わからなければ、後で結構ですが、先ほどお聞きしたのは、障害者の雇用の促進に関する法律、各行政での雇用目標を定めていますよね、障害者何%という。これが何%と定められていて、今、本町では2名だということですから、その達成率が何%なのかということをお聞きしたかったので、この点について。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

障害者の雇用につきましては、毎年報告するようになっております。当然、職員の定数等によって、若干変わってきますし、それと障害の内容によっても変わってまいります。私ども今現在は2名以上、1.幾つなんです。実際には2名をクリアするという事になっておりますので、その状況からいいますと2名ということになりますので、その基準については、クリアはできているということでご理解いただきたいと思います。

西澤博一議長 再質問。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 最後の役場庁舎の問題について質問をいたします。

私の質問は見直しを求めるという質問をいたしました。それから、挨拶の中では耐震化を進めるというのがありましたので、私の日本語の捉え方が悪い、間違っているのかもしれませんが、耐震化をするということは、どこかで耐震化を進めるというんですから、挨拶の中で耐震化と書かれておりましたので、どこをどのように耐震化するのか説明をお願いしたいという質問をしたつもりであります。

そういう細部は抜きにいたしまして、私もこれまで議会ごとに、この役場庁舎の問題については一般質問をして、議論をしてまいりました。町長の答弁は私なりに解釈をいたしますと、町の方の執行部ではD案でまとめて、ボールは議会に投げていると。あとは議会の方でどうされるかだという、これは私なりの解釈です。そういう意味の回答を重ねられてきたのではないかと考えておりました。

4日の平成28年度当初予算の質疑で、町長の方から、これまで町が進めてきたD案には私はこだわっていないという趣旨、これも私の受け取り方が間違っていればご指摘いただけたらと思いますが、趣旨の発言をされたと思いますが、その真意を明らかにしていただきたいというのが1点と、事務的には当初ありましたA案の、ここで耐震化を進めると書かれていましたので、例えばの話ですが、仮にA案の場合の耐震補強費は直接事業費でこれは幾らになるのか、これは事務的に答弁をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

耐震化ならびに利便性にとということで、年頭のご挨拶に書きました。それは、議員にお答えしていますとおりに、議員ともう1人の方が旧庁舎を残すということだけ、私の耳に入っております。そういう中で、議員がそうしてあれを使うというようなことをおっしゃっていましたから、ずっとお答えを待っていますよと言うただけ。全然、議員からのお答えがない。しかしながら、待っていると云うたのに、耐震化を抜くということは、「おまえ、またうそを言うてるやんけ」とならんように、しっかり慎重に言葉を選ばせていただいたものであります。

それで、全協でいろいろお話ししていて、行政としては先ほどの差別解消法なり、もろもろの中でしっかりD案で一応は提示もさせていただいています。ただ、議員はやはり耐震化して残すということだったら、皆さん方にご理解していただけたら、それでまた考えますよということで今までできていますから、何らぶれてもおりません。しかし、それにも期限がございます、あとはD案と提案させていただいたら、あとは議員の皆さん方が判断されることだと思っておりますので、耐震化の場所はどうかの、これはA案のとき、しっかり議員の皆さん方にも説明させていただいたとおりですので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員のご質問の、A案における耐震化を行った場合の金額、これは今、そこまで私は予測しておりませんで、資料を持っていないんですが、今村議員の方からか、そういう同じ質問があったと記憶しておりますので、そのときには直接工事費だけで、ちょっと記憶間違いでしたら済みませんが、ちょっと資料がないんですが、そのときには設計書の金額で発言させてもらいましたので、

済みません。

西澤博一議長 再々質問。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 町長がおっしゃるとおり、私は個人的には、例えば耐震補強で済むのであれば、耐震補強でいいのではないかと考えているのは事実です。それから、町長は先ほど質問いたしました差別解消法を上げられましたが、差別解消法の中では「環境の整備の中で、行政機関は必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、みずから設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修、その他の必要な環境の整備に努めなければならない」と、このところをもとに回答されているんだと思うんですが、ただこれは義務規定ではなしに、あくまで法上ですが、法上は努力義務と私も確認をしたら、そう書いていました。無論、努力義務だからしなくてもいいと、私はそんなことはとっっても思っておりません。法上の根拠はそうなっているということだけを申し上げたいんですが。

ただ、もう1点確認しますが、いろんな言い方は別にしまして、例えば私はそういうふうには思っているのですが、庁舎の改修をするためにD案にこだわっていないという姿勢、本会議でおっしゃられたことについて、もう一度、その真意をお尋ねしておきたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

お答えを待っていますから、別にこれでなければあかんとは思っていません。ただ、D案が私は最善の案だと思っています。先ほどおっしゃいましたように、障害者差別解消法、特にそういう障害をお持ちのそういう会の会長さんなり、ガイドヘルパーをされている会の方たちのご意見を聞いた中で、今の施設がどうなのかと。改修するときに、そういうのをしっかりクリアすべきだろうということで、皆さん方にお話しさせていただいて、最終まとめたのがD案だと思っています。そこで、こういうふうにお2人がおっしゃるなら、きちっとそれは議員の皆さん方がA案という意向があれば、それはそれでA案で耐震補強して、そして木造があれば潰して建てかえる、そういう形のものであれば、それは議員の皆さんがこっちと言うてはんに、行政が右と言うてはるのに左に走るわけではないですから、それは十分ご理解いただきたい。

ただ、総合的な判断のもとに何だといったらD案でありますということだけは、お答えさせていただきます。

西澤博一議長 1 2 番、今村議員の一般質問を許可します。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん。

今村議員 それでは、一般質問を行います。一問一答でさせていただきますので。

まず、町長にお尋ねいたします。低所得国保世帯、低年金高齢者に対する医療、介護費用の減免、免除の充実をということで、安倍政権は消費税引き上げ増収分で社会保障の充実を図ると言いながら、実際にやっていることは、社会保障費の自然増分の削減です。生活保護基準額に医療保険料や介護保険料、年金保険料、所得税、住民税などを加算すると、生保基準額の1.4倍から1.5倍ぐらいまでが低所得者といえ、これが憲法第25条に明記された、健康で文化的な最低限度の生活を営む国民の権利、生存権に当たります。

町は、国保や介護保険などで減免規定を条例や要綱で明記していますが、基準の見直し、拡充が必要です。まず、過去5年間においてこの条例、要綱をもとに減免、免除を受けられた人数と決定理由の説明を求めます。

次に、見直し拡充について伺います。豊郷町国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除に関する要綱で、免除対象者は生活保護法以下の収入、預貯金は生保基準の3カ月以下であることは、低所得者認定の基準が低過ぎるので、生活保護基準の1.4倍の拡充が必要です。

豊郷町介護保険条例の第13条、保険料の減免については、本人非課税者に対する町独自の減免制度を拡充すべきと考えますが、町の見解を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今村議員の低所得国保世帯、低年金高齢者に対する医療、介護費用の減免、免除の充実をということでございますけれども、まずご質問の1点目といたしまして、国保、介護での減免、免除を受けられた方でございますけれども、まず、国保に関しましては、平成22年度が3名の方、23年度が2人、24年度も2人、25年度も2人、26年度が3名の方となっております。決定理由といたしましては、震災及び収監によるものでございます。また次に、介護保険でございますけれども、介護保険につきましては該当がございません。

次に、2点目の減免制度の拡充につきましては、介護保険につきましては既に昨年、保険料の軽減強化が実施されたところでございまして、町独自の減免制度の拡充につきましては、考えていないところでございます。

国保の拡充につきましても、介護と同様でございまして、考えていないとこ

ろでございます。

以上です。

西澤博一議長 再質問。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 それでは、今回、この質問で町の国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除に関する要綱の一部負担金の徴収猶予、これは第3条ですが、次に、一部負担金の免除、これは第4条なんですけれども、特に問題なのが、第4条3項の2、「世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が、生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額以下であり、かつ預貯金が生活保護基準の3箇月以下である世帯」、こういった免除規定があるんですけれども、豊郷町は低年金の高齢者の方もいっぱいいらっしゃるんですが、国民年金などで月3万足らずの収入の方などは、この生活保護基準以下というレベルの人たちも結構います。また、豊郷町の地域基準、それを考えますと、やはり生活扶助、住宅扶助、そういったものを合計していくと、生活保護以下という基準というのは豊郷町の低所得者の本当の実態を把握していないという感じがするんですけれども、そのことについて私が質問させていただきました、全国的に貧困という形で低所得者という人たちの減免規定をつくる時に、ほかの自治体では、この生活保護基準の1.2倍、3倍、4倍というところもありますが、そういう基準をきっちりと明確にしているところがあるんですけれども、うちは非常に低い基準で抑えられているということは、その対象者を非常に低く限定しているということなんですけれども、これを改定していくという考えは、実態に合わせていこうという考えはありませんでしょうか。

それから、町独自の減免、この国保の一部負担金の徴収猶予に関しても、非常に抽象的な言葉で並べていますが、これももっと具体的に所得の幾らからとか、そういったふうに変えていく。また、介護保険の町の減免のところですけども、これも13条、保険料の減免、「町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められる者に対し、保険料を減免する」。その2、3に書かれているのが、「世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、重大な障害または長期入院したことにより収入が著しく減少したとき、また、業務の休廃止、事業における著しい損失、失業により著しく減少したとき」と、非常に抽象的なんですけども、これも金額的にどういう所得になったときとか。これは、条例ですから、別途、規則で、施行規則という形でうたえるん

ですけれども、この抽象的な文言でしたら、町長が決定するから、町長の判断基準によってそれが認定されたり、認定されないということになってしまうということは、やっぱり公共の仕事としてよくないと思いますので、このことについて具体的な規則、また要綱の変更を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えしたいと思います。

今村議員の方から実態に合わせたということをおっしゃっていただきましたので、まずそれぞれの要綱等につきましては、やはり実態に合わせたという部分で、それぞれ生活保護の関係も調べてみましたが、その方々それぞれ独自に金額が変わってくるという部分、基準が変わってくるという部分がありましたので、やはりまずは、例えば保険税でしたら、介護保険もそうですが、納付相談等でまず相談させていただき、また一部負担金についても、今どういう状況であって払えないとか、そういう部分が出てきた場合には、やはり相談をさせていただいて、そのように執行させていただきたいと考えておるところでございます。

よって、所得の方も明確にしていまいますと、やはりそれぞれの個人個人のラインといいますか、そういう基準が変わってくるのではないかなというおそれがございますので、そのようにさせていただいていると考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議長 再々質問。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 これは、うちの自治体の条例、要綱が非常に抽象的で曖昧だから指摘をさせてもらっているんですが、今後、ほかの自治体のこういう減免規定、国保加入者に対しても、また介護保険減免規定についても、研究して。やはり、うちは特にこういうのをちゃんとやるべきだと私は考えていますので、それは研究して、検討していくということを担当課長もやっていただきたいし、町長自体も自覚をしてやっていただきたいと思います。再度、答弁をお願いします。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再々質問にお答えをしたいと思います。

今後も国保、介護ともに、近隣の市町とも連携をしながら、今ほどおっしゃっていただいたように、本町が取り入れられる部分については取り入れ、他の市町に劣るようなことがないように検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議長 次の質問。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 次の質問にいきます。町長に伺います。

町官製談合裁判の損害賠償弁済金の今後を問うということで、判決が確定した19業者の損害金弁済状況の現時点での完済業者数、また未払い業者数、完済金額、未払い金額の説明をまず求めます。

次に、国庫補助事業により国に返還した補助金、起債返済額は幾らですか。

また、この裁判費用として町が支出した金額は幾らか説明を求めます。この損害金等は、町が違法に公金支出したということで、町民に損害を与えたものであります。町長は当時の町長、現大野和三郎県会議員に対しては、公費返還請求をすべきと私は考えておりますが、町の答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 12番、今村議員さんの官製談合の件の後段の部分について答弁をさせていただきます。

大阪高裁判決文では、結論において、控訴人らが大野に対して損害賠償金を支払うよう請求することを求める各請求は、いずれも理由がないとして棄却されたとなっております。このことから、前町長の入札への関与については認められておらず、長による官製談合の疑惑は否定されたものとされていることから、公費返還請求は考えておりません。損害賠償弁済状況については、担当課長より答弁させます。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員の損害賠償弁済金についてのご質問にお答えをさせていただきます。

損害金の弁済状況を申し上げますと、完済業者は特別会計分としまして5業者、一般会計分で11業者、計16業者でございます。未払い業者につきましては、特別会計分で1業者、一般会計分としまして2業者の計3業者でございます。

次に、完済金額でございますが、特別会計分で3,410万4,000円、一般会計分で313万6,087円。合わせまして、一般、特別で3,724万87円でございます。

次に、未払い金額でございますが、特別会計分では1,259万4,750円、一般会計分としまして37万6,950円。特別、一般合わせまして、1,297万1,700円でございます。

次に、国庫補助事業によります国へ返還しました補助金でございますが、特別会計分といたしまして1,160万6,541円、また、起債返済金額は特別会計分ということで、1,489万4,720円。

最後に、この裁判にかかりました費用としまして支出しました金額は、155万8,820円でございます。

以上が状況でございます。

西澤博一議長 再質問。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 それでは、再質問を行います。

まず、その完済業者19業者のうちの16業者と、多くの業者は返済をされているわけですね。約3,700万、返済された。その一方で、まだ返済していない未払い業者というのが、特会関係で1業者、一般会計で2業者ということですが、この金額は今後どのように町は合計1,297万1,700円という未払い金額について、どういように町は考えているのか。また、この金額を未払いで終わらせていくのか。私が申し上げたのは、こういったものを前執行権者の現県会議員の大野氏に請求するのは当たり前だと思っておりますが、それに対して町長は、確定した高裁で当時の町長に対する返還の金額に対する責任はそこまでない、棄却されたというのは事実ですが、そうじゃなくて、地方自治法、また地方財政法の絡みでいきますと、地方自治法でしたら、第234条の契約の締結の条項、また第148条の町の執行権者の責任、法律、政令に基づき事務執行を求められている点、また、地方財政法でいきますと、第3条で予算編成は法令に従ってやっていかなければいけない。また、第4条では予算の執行については、法令、政令を厳守しながら、最小の経費で適正、厳正化に確保しなければならないということでは、この裁判の結果、違法な支出が大野町長時代に行われたという責任を問うのは当然じゃないかと思うんですが、今では町長を退任されておりますけれども、その時代の町の最高執行権者でしたから、私はこれをちゃんと請求すべきと思いますが、この地方自

治法や地方財政法についての内容からして、町長はどう思っているのか説明してください。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 3業者につきましては、現在、存在していないとか、廃業されたりということの状況であろうと思いますが、しかしこれは司法の判断によって、行政はするもんだと思っております。議員おっしゃるようなのは、ちょっといかなものかなと、こういう思いでございますので、ご理解のほどよろしく願います。

西澤博一議長 今村さん、再々質問。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 町長、今の答えは司法判断でという話ですが、未払金についてはどういうふうに今後、対応しようと思っているんですか。その辺、もう一度確認だけさせてください。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど弁済状況を申し上げました。特別会計の金額的に1,200万ほどの未払いがございますが、これにつきましては、皆さんもご承知やと思いますが、その当時の代表者が変更されている点なり、そしてまた、そのときに財産処分を全てされているとか、そういった状況の中で、いろいろ調査した中で資産もないという状況がございます。

それと、これもあまり個別事案になるかもわかりませんが、一般会計の2社につきましては、これも資産等について調査しましても、現実的には請求できる範囲ではないと理解をしております。

それで、先ほど地方自治法なり、財政法の話が出ましたが、地方自治法の施行令の171条の7に「無資力またはこれに近い状態であるため、履行延期した債務について、履行期限後10年を経過した後も同様の状態にあり、弁済できないときは免除できる」という規定がございます。これは、通常範囲でございますが、今回のこの事案については、この地方自治法施行令の171条の7には適用しない内容になります。そういうことで、今後いろんな調査をした中で、未払いについては請求も可能でございますが、現実問題として、資産、預貯金を調べた中でできない、差し押さえしたところで、実際には効力がないと

いう状態の中で、今後につきましては、既に昨年、一昨年ぐらい、総務産業建設常任委員会の中で、その特別会計を今後どうするのかという議論が多分出ているというように、私は出席していませんが、全て聞いておりませんが、そういった議論も出ているということを知っています。ですから、来年28年、29年から公会計へ移行します。当然、現在、特別会計については、これは未処理になっておりますが、これについても公会計までには何らかの処置をしていく必要があるのではないかなと考えております。

ですから、今後、回収が見込めない、もうこのままでいくと不納欠損になるという前提とする場合においては、債権放棄を含めた内容について議会の方の議決を得ていきたい、そういった方法しか現実的ではないのかなと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 今村さん、3番目の質問です。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 続きまして、町長にお尋ねします。

歌声喫茶「あおぞら」への運営応援を。この歌声喫茶は、旧豊郷小学校の教室を会場に月1回開催され、今年の5月で丸4年間続く好評のボランティアの活動です。現在、参加者は新聞各紙やラジオなどでも紹介されたため、県下各市町から。

西澤博一議長 今村議員、4番目、先に行きますか。

今村議員 4番目、先にさせていただきます。すみません。

甲賀、水口、湖南、守山、草津、竜王、長浜、東近江、彦根、甲良、愛荘などの参加者が全体の8割も占めて、スタッフ等を集めてもう50人以上でされており、年代は60歳代、70歳代の方が多く歌をみんなで歌って交流できるということで、この月1回の例会を健康増進や生きがいの場として参加され、リピーターも増えています。

豊郷町にとって、この歌声喫茶は有形登録文化財である旧豊郷小学校で毎月開催されている点では、文化、観光の発信を県下一円にしてくれる貴重な活動です。一昨年に町長への要望書を、参加者やスタッフの皆さんで提出され、椅子、机などの設置を要望されましたが、今日まで何の改善もされていません。スタッフも高齢者がいます。町は貸館として提供しているのですから、定期的に利用し、豊郷町のイメージアップになる取り組みに対しては、設備拡充などをすべきではないでしょうか。答弁を求めます。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の歌声喫茶「あおぞら」への運営応援についてのご質問にお答えいたします。

歌声喫茶につきましては、月1回開催されているところであります。ところで、現在、2階の各教室については原則使用はしないという形になっております。通常、貸し出しはお断りしていますが、町でのイベント等で必要な場合は一時的に使用していただいております。また、机や椅子につきましては、1階の必要な場所には設置はしております。その他の教室の設置、拡充については考えておりません。

現在、地歴室を使用されているのは、歌声喫茶の方だけであります。また、歌声喫茶がこれからまだまだ発展することを考えたときに、講堂の広々とした空間で大きな声が歌った方が健康増進にもつながりますし、ご高齢の方々も外から直接入れ、安全であり、安心されると思います。講堂を使用された方が効果的だと考えております。

以上でございます。

西澤博一議長 再質問。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 この歌声喫茶の問題は、もう何回か質問していますが、旧豊小は普通財産だということで、教育財産ではないということで、教育委員会に行くと、うちは管理、受付だけしていると。そして、総務企画課に行くと教育委員会に任せていると。非常にお互いに投げ合いのやり方をされて、今日に至っているわけですが、今の教育次長の答弁をお聞きしまして、原則使用はしないと言いますが、もう既に実績的には4年近く、地歴室もお借りして現実的にやっています。それは原則はしなくても、町は認めたということです。ちゃんと貸館料を取っているわけですから。認めたということは、それに対して設備の拡充をするのは、私は当然だと思うんですね。

2月27日に歌声喫茶に私も行かせていただいたんですけども、先ほど次長がおっしゃったように、これは下の1階の会議室から椅子と机を運んでいます。その1階の会議室で椅子が足りなかったら、講堂の舞台裏の折り畳み椅子を運んでおられます。また、この机もエレベーターを使って2階に運ばれております。でも、1階の会議室は貸館にしているんですよね。2階ももう実質、貸館になって使われているわけです。そういう状況で、町は貸しているわけじゃないですか。私から言うと、歌声喫茶に対する理解が町全体としてなさ過ぎ

るというのを非常に感じています。

なぜかと言えば、町はこの方たちは本当に音楽器具、それから音響設備も前で持ってこられて、スタッフも町外の人もおられます。そういった中で、豊郷小学校の校舎と教室が、ここで歌うことにすごく喜びを感じるとおっしゃって来ておられます。講堂を使えばと言ったら、その講堂のあの広いところで歌声喫茶をやっても、自分たちの要求とは合いませんとはっきりおっしゃっております。

そういった中で、町が貸館事業として財産管理でやっているのを見てみますと、旧校舎の貸館、貸付料30万、これは当初予算で30万ですが、26年度決算でも30万しか上がっておりませんが、これは本会議の質疑の中でお聞きしたら、老人会が5,000円の12カ月分、シルバーが1,500円の12カ月分、観光協会が5,000円の12カ月分、そのほかが一般貸付料という形でおっしゃっていましたが、私はそうやって一般の方がいろいろあそこを活用することの方が、これから豊郷が県下にどういう町だということを発信するのに、文化活動もしている、観光にも寄与している、こういったことに対して、この人たちの団体のささやかな要求というのは、椅子と机をエレベーターの横の踊り場に設置をしてくれれば、自分らで教室に持っていくと。今の体制では、下の会議室から運ぶと、会議室はもう使えないと。そこを借りたいと言われても、椅子を全部持って上がらなきゃ、自分たちはできないと。そういう設備、備品の設営、拡充ぐらい町がやるのは当たり前のことだと思うんですね。1回、2,000円から3,000円の使用料を払っておられます。そういうことに対して、全然、町が目を向けないというのが、この町のあり方が異常だなと私は感じますが、これについて町長はどう考えているのか、説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 12番、今村議員さんの再質問にお答えいたします。

私の記憶の範囲ですと、当初は町内の人間が使えるとこやけど、そこで歌いたいで使わせてくれというのが発端だったと思うんです。それがいつの間にやら、町外の人が8割からおられて、使うからには少し利用料を払うさかいいのが、金をとっているさかい貸館やという極端な言い方はちょっといかがなものか。ここは2階は利用しないと。ただ、何かのときには一時的に利用することですから、定期的に利用するのは下の方やらあいているとこ、そちらの方を使ってくださいと言うてたと思うんですが、あまりにも議員の言い方が

おかしいと思うんですけど、ここだけは私は訂正していただきたい。そういったことの中で、もしそうやって利用していただくなら、次長が言いましたように、講堂の方を使っていただいたら、広々としてよろしいですということでもありますから。使っていけないところを使っていただいている、これはそういういきさつで便宜上、目をつぶって使っていただくということをやはり感謝してもらわなあかんと思いますので、それだけよろしく願いいたします。

西澤博一議長 再々質問ですか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 今、町長は使っていけないところを使っているとおっしゃいましたが、町はちゃんと貸出料を取っているということは許可しているということでしょう。それに対して、使っていけないところをただで使っているならともかく、ちゃんと貸出料も取って町の施設使用料の規定に沿って取っておられます。それは、町長の考えが間違っています。だから、そういう中で現実的には貸館として使われているところを、より利用者に対して条件整備をするというのは当たり前のことです。このことをぜひ考えてください。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 再々質問にお答えいたします。

しっかりと利用規定、貸出要綱、温情に触れんようにルールに基づいて、規定をさせていただきます。使用料も払っていただかなくて結構ですし、そしてもう利用はしてもらわなくてよいということですから、それだけご確認いただきたいと思います。

西澤博一議長 3番ですか。

今村議員 議長。先4番にいったので、3番で。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 続きまして、高齢者の健康増進施策をということで、町長にお尋ねいたします。

生涯現役で住み慣れた地域、わが家で暮らしたいというのは万人の願いです。豊郷町の高齢者は健康維持のため、日々ウォーキングをしたり、グラウンドゴルフをしたり、町外の入浴施設やスイミング、トレーニングジムなどに出かけて利用もされております。

そこで、高齢者の健康増進応援事業として、無料利用券の発行を行い、医療介護費用の削減の一助にできると提案しますが、町の見解を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

高齢者の健康増進施策をとということでございますが、高齢者の健康増進の取り組みといたしましては、字、老人会と共同で年間計画を立て、公民館等、身近な場での体力の維持や閉じこもり予防を目的に日常生活の中でできる運動や食生活について学んでもらうための健康教室を実施しておるところでございます。住み慣れた地域で元気に生活できるように、この活動の輪をさらに広げていきたいと考えております。

また、今年度、策定しております健康増進計画の中でも掲げておりますとおり、加齢とともに起こる運動器障害である、いわゆるロコモティブシンドロームと呼ばれる予防についても取り組みを進めていき、健康寿命の延伸につなげていきたいと考えておるところでございます。

さらに、医療費や介護給付費をこれ以上増やさないために、高齢者だけでなく、中高年の世代から運動習慣や健康管理を身につけていただけるような取り組みについても、今後、一層進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議長 再質問。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 今、課長は町が進める健康増進計画で、そういうことを町の計画でやっていきたいというお話でしたけれども、私は今これから高齢者の皆さんというのは、すごく自発的にいろんなことに取り組んで、自分の健康も考えながら、生涯現役で暮らしていきなと思っておられる方が多いんじゃないかと思っています。

そういった中で、前回、12月議会の一般質問では、豊栄のさとの一般入浴の無料券を設置して増やしていったらどうだという質問もさせていただきましたが、議会の当初予算説明の中でそういうデイサービスと一般入浴の混合というのは1つの浴槽で使うのはいかなものかという問題が出てきているという話でしたけれども、私はこういった積極的に自分で健康管理のためにいろんなことをしたいという人に対して、年間で無料券を1人何枚か発行していく、香良の湯に行きたかったら、そこで年間1人3枚とか、そういうことが町内の施設で利用できなくても、ほかの町外の施設を利用して健康増進の補助券を出していくというのも、私は大事な豊郷の高齢者の健康対策になると考えているん

ですけれども、課長は先ほど述べられた中でそういうことをやっていくという話ですが、こういった町外の施設を利用された場合の町の助成、こういったことも取り組むというのは計画にはないのでしょうか。私は、こういったことも積極的に豊郷の場合は取り組む必要があると思うんです。そういうことに対して検討はしていないのかどうか説明してください。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

町外の施設の利用券等につきましては、私個人的にと申しますか、うちの課の中で特定健診、がん検診等の健診の受診率を向上する中での1つの方策として、そのようなポイント制のような、特定健診を受けたら何ポイント、それをためたらそういう施設が利用できるという部分についての案も出ておるところは事実でございます。

今おっしゃっていただいたようなことも検討していく中で、ただその中でまずは本町での、先ほども申し上げました、住み慣れた地域での健康教室または取り組みというものをまずは確立をさせるのが先決ではないのかなと考えておるところでございます。今ほど申しましたように、今後、健診向上の施策としてはそのようなことも考えていかなければならないということは思っておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議長 再々質問。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 そういういろんな町が企画した教室やら事業やらでポイント制にして、それをいろんな形で返していくというやり方はほかでもやっていますよね。私、今回これを提案しているのは、豊郷は非常に小規模自治体で財政的基盤としても今は安定していますが、将来的にやっぱり小規模自治体に対する国等のいろんな意味の財政的な圧迫も出てくる可能性もありますので、そういう中ではやはり、町でできないことは近隣の市町を利用するという、そういったことに依拠せざるを得ない面も確かにあると思うんです。だから、町内の施設で健康増進の入浴等とかもできないという現状があるのであれば、自転車でも行けるところで利用されている方に対して、そういう町外の施設であっても町が応援しますよと。スイミングに行く人とか、ジムに通いたい人でも、一定のそういったことを、自発的に頑張る人に対しては町の支援は、私はそういうことに対して

目を向けていくべきだと考えているんです。だから、うちの町内だけで全部完結するような話ではないと思いますし、うちにスイミングつくったり、それから大きな公営の浴場をつくるわけでもないですしね。そういうできている既存の施設でも行ける範囲だったら利用できるという形で、そういったことを柔軟な思考で町としては考えいくべきだと思いますけれども、このことに対して町長はどう思っていますか。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおりであります。愛荘町のプールですと、町民と町外、豊郷町とは利用料が変わりませんので、どんどん使っていただければいいかと思えます。よろしくお願ひします。

西澤博一議長 今村さん、5番目の質問です。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 最後に、保育所、学童保育の充実へ、町長、教育委員長にお尋ねいたします。

わが国は、今、少子高齢化で人口減少社会になっています。そこで、政府は地方創生総合戦略構想をつくり、各地方自治体にも計画実践を求めています。この総合戦略の狙いの1つは、女性の社会進出を拡大し、結婚、子育ての応援で出生率を上げ、人口減をくい止め、わが国の経済成長を進めるという中身ではないでしょうか。そのために、町は子育て支援施策を新年度に取り入れています。

しかし、本当に必要な施策は、働く女性が安心して子育てができる環境づくりです。そのためには、保育所、学童保育の充実が不可欠です。育児休業後、職場復帰ができるためには、ゼロ歳、1歳児の受け入れが必要です。また、愛里保育園の保育室を増やして、待機児童をつくらない施設の拡充と定員増も必要ではないでしょうか。見解を求めます。

また、学童保育については、今、月1回の土曜日開設になっておりますが、土曜日の完全実施と児童は6年生まできっちりと対象にすべきと考えますが、見解を求めます。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、今村恵美子議員の保育所、学童保育の充実への質問の保育所の部分の質問にお答えいたします。

一昨年、愛里保育園職員室の南隣の部屋の一時預かりの部屋を普通の保育室に転用できるように手洗い場をつくり、保育室の整備を行ったところでありま
す。一定の改善をそこで図っております。ご理解のほどよろしく願いいたし
ます。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員さんの保育所、学童保育の充実へのご質問のうち、学童保育の土曜
日の完全実施と受け入れ児童は6年生まで対象にというご質問にお答えをさせ
ていただきます。

女性の社会進出を子育て支援の面からサポートしていけるように環境を整え
るという視点で見ましたとき、将来的な方向性としては、土曜日のクラブ開設
も6年生までの受け入れといったことも目指す形であると考えています。ただ、
現状では、事務的な課題に加えまして、入会希望される保護者の方々の学童保
育事業に対する理解のあり方、また厳格な入会審査の実施といったことなどク
リアをしていかなければならない課題は決して少なくはない状況にあると捉え
ておりますので、現在のところ、早急な実施は難しいと考えております。ご理
解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

西澤博一議長 今村さん、再質問。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村議員。

今村議員 豊郷町放課後児童クラブの運営に関する規則には、第2条の「対象児童、児
童クラブに入会することができる児童、対象児童は、児童クラブが開設された
小学校区に在学する1年生から3年生までの児童であって、その保護者のいず
れもが」ということで、この規則に対しては3年生までしか対象にしていない。
これはもう既に新制度の中では6年生まで学童保育の対象にするという形にな
っていますが、豊郷の場合は実績としては長期休暇中に6年生までの受け入れ
もやっているということで、平時はやらないということで、学童保育指導員
の方に伺いましたが、とてもあそこでは今、定員40ですけど、その中で6年
生まで受け入れたら、そんなスペースはないんやという話とか、両小学校とも本
来は小学校のランチルーム施設を間借りした形でやっていますから、非常に無
理のある学童保育がなされていると思うんです。

しかし、やっぱり保育園は一時拡張しましたが、26年度末であのとき
には待機児童が11人いましたし、今後、女性の進出という形になれば、国は

出生率を1.8まで上げていくという形で言っていますが、女性が子どもを産んで働く環境を増やしていかない限り、子どもはただで育ちませんから、夫婦共稼ぎになるケースも多いですから、増えることはないんですよ。そういう面では、新年度でおむつ代の補助とか、一定そういう子育て支援をしていただいているのも事実です。入学準備金の奨励金もありますが、現実的には子どもを安心して育てられる、働いても安心して育てられる環境整備というのが、豊郷町の場合は非常に遅れていると思うんです。愛里保育園は非常に狭い敷地の中に部屋が網羅されているという形になっていますが、崇徳保育園は乳児室の増築をしましたから、随分まだ3歳未満児の保育室は非常に充実をしていますが、愛里保育園もやはりそういったことの拡充は私は必要だと思います。

西澤博一議長

今村さん、30分を過ぎました。時間が来ています。

今村議員

それともう1つは、学童保育は児童館を第三園として活用すべきだと思うんです。そのことを求めて、私の発言とします。

保健福祉課長

議長。

西澤博一議長

神辺保健福祉課長。

保健福祉課長

今村議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

学童保育の関係ですけれども、先ほど指導員の方から40名、これが6年生まで入ってくると、スペース的にとても無理やというお話があったということですが、今現在、使用させていただいておりますランチルームの面積につきましても、数字上は十分にある面積を確保していると、先ほど今村さんに言っていた学童保育の基準の話ですね。1.65平米、あの基準に照らせば、人数的には今現在でも豊郷小学校ですと4.16、日栄小学校ですと5.32平米という面積をクリアしていますので、その基準は大きく超えています。指導員さんは現状、預かっている状態から見て6年生までは大変やということをおられたと思うんですけど、基準だけで言えばそういう話になります。

それと、今、ランチルームを使わせていただいておりますのは、あそこが学校施設としても、教育委員会の学校の運営においても、あそこで学童保育の実施をしても問題がない、大丈夫というような協議の上で、あそこを変更しておりませんので、面積的にクリアできる上はそこでの実施ということで、児童館の方は今現在、考えておりません。

それと、人数的な今後の推計ですけれども、子育て支援の計画をさせていただいたときに、29年度、30年度、31年度ですけれども、それぞれ1年から3年までは46、44、41というのが豊郷小学校です。6年生まで含めましても29年度から59、59、56というような人数です。日栄小につきましても

も、同様の形で29、30、31は低学年の方が38、36、34人、6年生まで含めましても、50、49、48ですので、先ほど申しました基準から言えば6年生までも受け入れるという、面積的なことはクリアできる部分があります。1回目に答えさせていただきましたように、そのほかの部分で課題が現在はあると判断しておりますので、よろしく申し上げます。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 ゼロ歳児、1歳児の保育室の増設の関係なんですけれども、増設するには、調乳室とかが必要になります。また、それに伴いまして、保育士の確保もしなければなりません。今、保育士の確保が非常に難しい現状があります。

定員増につきましては、子ども・子育て陽だまりプランにも上げてありますが、就学前児童の推計につきましては、ゼロ歳児、1歳児の数は横ばいになっていることから、今のところは考えておりません。よろしく願いいたします。

西澤博一議長 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午後0時13分 散会)